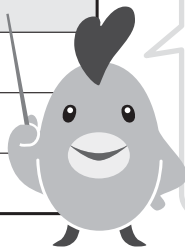


火災に 注意しましょう



平成29年 住宅火災の主な出火原因 (東京消防庁)

1	ガステーブル等
2	たばこ
3	電気ストーブ
4	放火



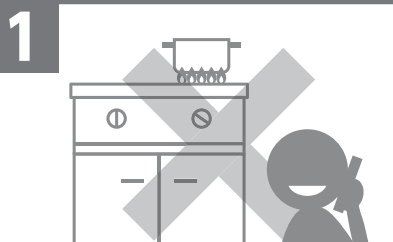
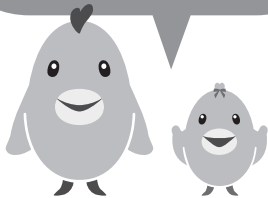
もくじ

- 火災に注意しましょう 1
- 防災コミュニティ活動紹介 2
- 「住生活総合調査」にご協力ください 3
- 児童虐待の防止に向けた
児童等に関する情報等の提供について 3
- 共用廊下・階段・バルコニーの使用方法について 4
- 「あんしん居住制度」のご案内 5
- お友達紹介フェア 6
- 家賃等の支払いは口座振替をご利用ください 7
- エレベーター利用上の注意 8
- 「JKK東京お客さまセンター」の電話番号 8

ガステーブル火災に注意!

ガステーブル等は例年、火災の原因の上位を占めています。
 身近な調理機器であるガステーブル等は、日常的に使用することから火災に繋がるという認識が薄れがちですが、延焼火災に至る火災も多く発生しています。

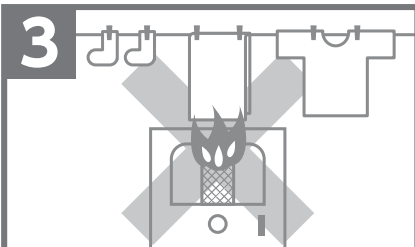
みんなで 火災予防



1
 ガステーブルのそばを離れるときは短い時間でも火を消しましょう



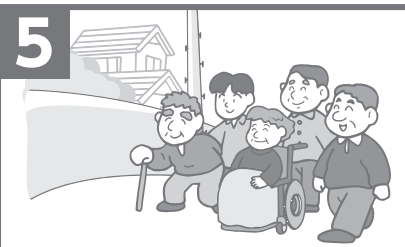
2
 寝タバコは「しない」「させない」を徹底しましょう



3
 ストーブの近くには燃えやすいものを置かないようにしましょう



4
防災品
 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう

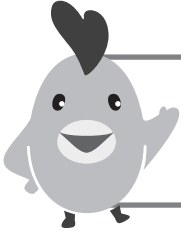


5
 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう

防災コミュニティ活動紹介

住宅にAEDを設置しました。

東雲都橋公社自治会災害協力隊



今回は江東区の東雲都橋公社自治会災害協力隊の杉浦会長にAEDの設置についてお話を伺いました。災害協力隊は昨年、公社のAED導入費用助成制度を利用し、住宅内にAEDを設置しています。

AEDを設置したきっかけは？

東雲都橋住宅は竣工から40年が経ち、住民の高齢化も進んでいます。こういうものは使用する機会がないに越したことはありませんが、何しろ、高齢者が多くなった昨今、備えは必要です。AEDの必要性を常に感じていたところ、昨年、公社の助成制度ができたことを聞き、設置に踏み切りました。

災害協力隊の母体である自治会の中でも、高齢化が進んでいます。残念ながら、若い居住者の町会・自治会離れが顕著になりつつあります。非自治会員の方々に自治会の活動を知ってもらいたいと日々思っていました。だから、AEDの設置は非自治会員の方々への我々のアピールの意味もあります。



東雲都橋住宅自治会のみなさん



防災組織を運営されるにあたって苦労されていることは？

自治会内の高齢化が進んでいるため、若い方々や、新たに入居される方々のご協力が必要です。しかし、自治会に入会していただける方が非常に少ないのが現状です。どうしたら入会していただけるか、彼らにどうアピールしていくか、日々頭を悩ませています。

また、災害協力隊では、自治会費から災害時の飲料水や食料を備蓄していますが、自治会費から支出される以上、会員の皆さんの分の備蓄しかありません。災害が起きたときに、非自治会員の皆さんの飲料水や食料をどうするか？非常に難しい問題です。

今後はどのような活動を？

自治会独自にAEDをもう1台設置しようと計画中です。この住宅は2棟からなります。現在、AEDは1号棟のエレベーターホールに設置されていますが、2号棟にはありません。AEDが必要な事態においては、時間との勝負となります。早い段階で2号棟への設置を実現したいと思っています。

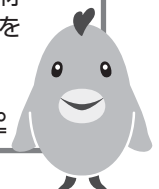
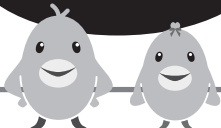
また、防災訓練などのイベントを通し、より多くの方々に自治会や災害協力隊のことを知ってもらい、この活動を盛り上げていきたいと思っています。そのために日々奮闘していきます。

皆さまの暮らしを
応援しています

防災コミュニティ活動支援事業

お住まいの皆さまが担い手となる自主防災組織に対して、防災資機材の提供や助成金の交付、AED設置助成、保管場所の提供などの支援を行っています。ご相談ください。

防災コミュニティ活動支援事業の申請受付は2023年3月31日まで。



「住生活総合調査」にご協力ください

本年12月1日、「住生活総合調査」が全国一斉に行われます。

この調査は、皆さまが住宅について日頃どのように考えているかなどをおたずねするもので、住宅政策の方向を定めるうえでの重要な基礎資料となります。

10月に「住宅・土地統計調査」に回答された方の一部が対象となります。

対象となった世帯には、11月下旬から12月上旬までの間に、調査受託機関の配布員がご自宅のポストに調査票を投函しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

東京都都市整備局 住宅政策推進部 住宅政策課 03(5320)4932

児童虐待の防止に向けた 児童等に関する情報等の提供について

東京都では、児童虐待防止に向け取組を強化しています。児童虐待防止のためには、行政のみならず、地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

公社住宅にお住まいの皆さまにつきましても、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待又は児童虐待の疑いを発見した場合は、各区市町村の子供家庭支援センター又は児童相談所への通告をお願いします。

児童相談所
全国共通ダイヤル

イチハヤク

☎ 189 番へ

※関係機関や都内児童相談所に相談中の方で、緊急の場合、
緊急連絡 03-5937-2330 に対応
(平日夜間の17時45分以降、土日祝、年末年始)

お近くの
児童相談所に
つながります。

共用廊下・階段・バルコニーの使用方法について

1 共用廊下、階段に物を置くのはやめましょう

共用廊下や階段は重要な避難路です。荷物や自転車等が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。

2 防火扉の開閉に障害となる物を置いてはいけません

防火扉の前に物が置いてあると、防火扉が機能せず延焼につながるので、絶対に物を置かないください。物が置いてあった場合は片付けてください。

3 戸境板等の付近に物を置かないようにしましょう

バルコニーの戸境板や階下へ下りる避難ハッチは、火災等があった場合の避難口として設置されています。それらの付近に障害物があると、避難の妨げになるので、物を置かないようにしましょう。

4 バルコニーに布団・洗濯物等を干すときは落下に注意しましょう

布団・洗濯物等はバルコニーの内側に干し、風で飛ばされないようしっかりと固定してください。

また、バルコニーの柵の上に物を置いたり、バルコニーの柵に物をかけたりするのは、落下の危険があるのでやめましょう。

5 バルコニーの床に水は流さないようにしましょう

バルコニーの床は完全防水をしていません。ここに水を流すと、下階へ漏水するおそれがあります。また、排水口の目皿に泥やゴミがたまっていると、雨水が詰まり漏水の原因になるので、定期的に掃除してください。

6 共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、近隣に配慮し、火の取扱いに注意しましょう

共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、臭いや煙が広がって近隣の方の迷惑や子どもの受動喫煙のきっかけになることがあります。

また、タバコの不始末による火災が多く発生しています。タバコの火を確実に始末しないと、洗濯物やふとんなどに燃え移る可能性があり大変危険です。

近隣の方への配慮を心がけ、吸殻の処分にも十分注意しましょう。

